

千葉県助産所物価高騰対策支援金 申請の手引き

1 支援金の目的

原油価格・物価高騰に直面している市内の助産所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するため、予算の範囲内において、千葉県助産所物価高騰対策支援金給付要綱に基づき、千葉県助産所物価高騰対策支援金を給付するものです。

2 給付要件

(1) 対象者

支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の「ア」～「エ」のいずれにも該当する助産所を運営する法人の代表者または法人格のない個人事業者とします。

ア 千葉県内に所在する助産所であること。

イ 令和6年3月31日までに助産所を開設していること。

ウ 令和5年10月までに開設した助産所は、令和5年10月の事業実績があること。それ以降に開設した助産所は、開設月の事業実績があること。

エ 令和6年3月31日まで事業を継続する予定であること。

3 支援金の額

1助産所当たり17,000円と、車両1台当たり6,000円に申請車両台数を乗じた額を合算した額に、開設時期により異なる給付率を掛けたものを支援金申請額とします。（千円未満切捨て）

(1) 給付額

1助産所当たり

17,000円に加え、車両1台当たり6,000円（※1、2）

ただし、同一の場所で複数の助産所を運営している場合、全ての併設の助産所を合わせて

17,000円に加え、車両1台当たり6,000円（※1、2）

※1 申請可能な車両は、法人所有、職員所有は問わないが（カーリースも可）、各サービス提供のために使用したもので、サービス提供に係る所要の燃料費を法人において負担しているものに限ります。

※2 申請可能な最大車両台数は、当該助産所において勤務した助産師の令和5年10月分の勤務実績に基づく常勤換算方法（当該助産所の助産師の勤務延時間数を当該助産所において常勤の助産師が勤務すべき時間数で除することにより、当該助産所の助産師の員数を常勤の助産師の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）により算出した人数とします。ただし、令和5年10月2日以降に開設した助産所については、開設月の助産師の勤務実績に基づく常勤換算方法により算出した人数とします。

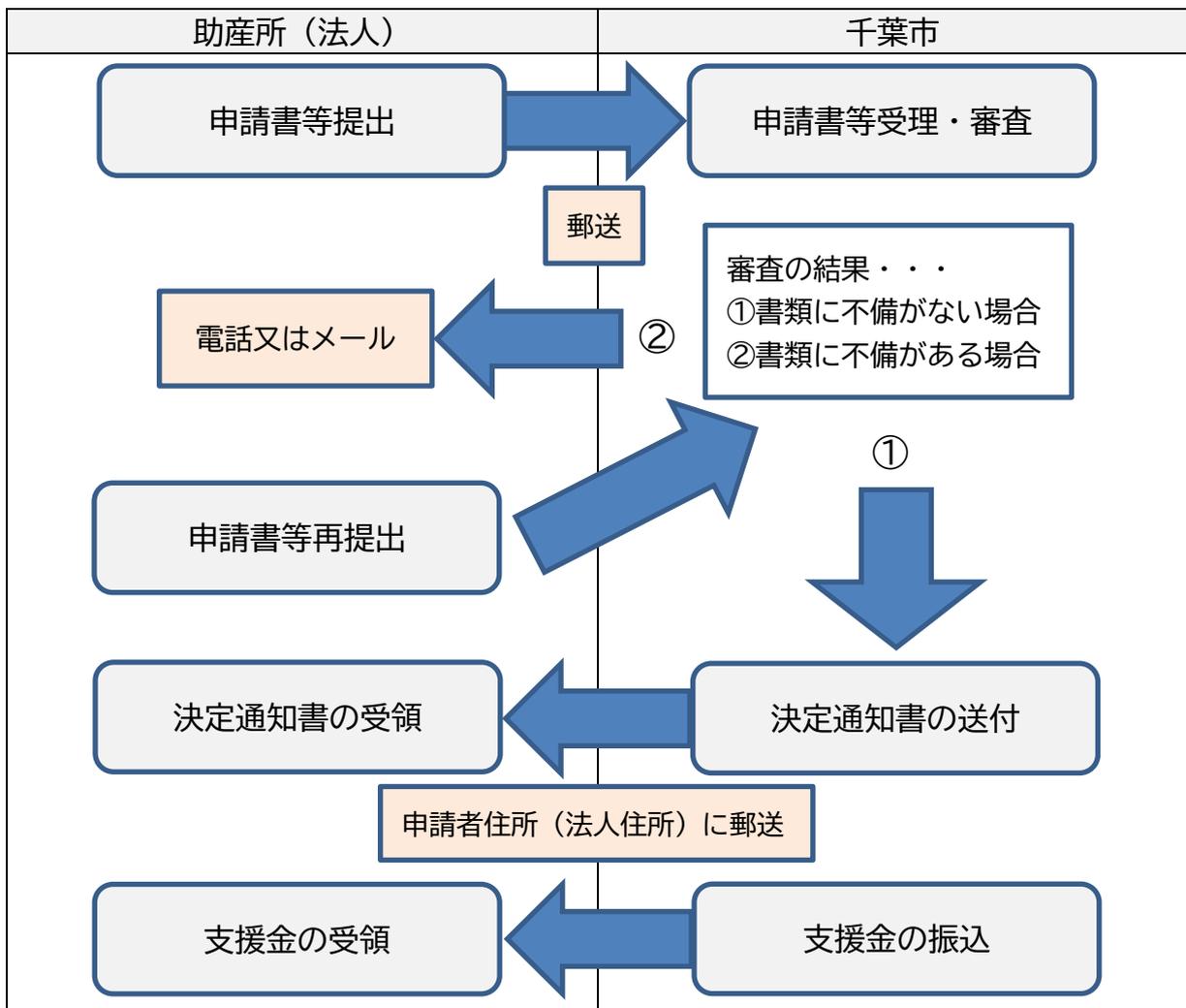
(2) 給付率

種別	給付率
令和5年10月1日時点で開設している助産所	10 / 10
令和5年10月2日から11月30日までに新たに開設した助産所	5 / 6
令和5年12月1日から31日までに新たに開設した助産所	4 / 6
令和6年1月1日から31日までに新たに開設した助産所	3 / 6
令和6年2月1日から29日までに新たに開設した助産所	2 / 6
令和6年3月1日から31日までに新たに開設した助産所	1 / 6

4 給付のながれ

申請書の受理後、給付に係る審査を行います。審査完了後、市から給付決定通知書を送付します。給付決定通知書に支援金の振込予定日の記載がありますのでご確認ください。

なお、審査において不備等があった場合は、給付申請書に記載してある担当者へ連絡しますので対応可能な従業者名及び連絡先を明記してください。



5 申請について

助産所ごとに申請受付期間内に申請書等を提出してください。なお、同一住所で併設の助産所がある場合は申請書の助産所情報欄に対象助産所を全て記載し提出してください。

(1) 必要書類

- ア 申請書(様式第1号)
- イ 誓約書・同意書(様式第1号別紙1)
- ウ 助産所車両台数確認表(様式第1号別紙2) (※1)
- エ 車検証の写し(※1)
- オ 通帳等の写し(※1)
- カ 委任状 【該当する場合に提出が必要です。】(※2)

(※1) 令和5年9月8日から令和6年1月31日までの間(以下「前期」という。)に当支援金の給付決定を受けた助産所においては、前期の申請内容と変更がない場合は、申請書と誓約書・同意書(様式第1号 別紙1)の提出をもって必要書類ウ、エ、オが提出されたものとみなしますので、提出不要です。

なお、前期の申請内容と変更がある場合は、申請書と誓約書・同意書(様式第1号 別紙1)に加え変更がある必要書類を提出してください。

(※2) 委任状が必要な場合・・・支援金の振込口座は、法人名または法人代表者職氏名を原則としますが、それ以外の口座を支援金の振込口座とする場合は委任状の提出が必要となります。

(2) 申請受付期間

令和6年2月7日(水)から令和6年3月31日(日)(消印有効)まで

※申請受付期間を過ぎて申請された場合は、支援金を給付することができませんので、お早めにご申請ください。

(3) 申請方法と留意事項

ア 申請方法

郵送にて受け付けます。

【申請窓口(郵送先)】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班 宛

※ 最終ページの宛名ラベルを切り取りご活用ください。

※ 郵送料は請求者の負担となります。また助産所の情報を含む書類になりますので、レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨します。

(4) 通帳等の写しと注意点について

ア 通帳等の写しについて、金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう通帳の表面と通帳の見開き1ページ目と2ページ目の写しを提出してください。

なお、電子通帳等で、紙媒体の通帳等がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

イ 申請書の口座名義人は、通帳を開いたページに記載のあるカタカナの名称を記載してください。

6 給付決定及び振込について

(1) 給付決定について

申請内容の審査の結果、適正と認められる場合は、給付決定通知書を申請者（法人代表者）に送付します。適正と認められない場合は、不給付決定通知書を申請者（法人代表者）に送付します。

(2) 支援金の振込について

給付が決定した場合、申請書に記載の指定口座に支援金を支払います。給付決定通知書に振込予定日を記載しますのでご確認ください。

7 問い合わせ窓口

請求等にあたっては、本手引き及び要綱をご確認の上、手続きを進めてください。ご不明点がある場合は、下記までお問い合わせください。

質問内容によって回答まで少し時間をいただくこともありますので、早めにお問い合わせください。

千葉県保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班

電 話 043-245-5210

※受付時間 9時～17時（土日祝日、年末年始を除く。）

メールアドレス seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

8 よくある問合せ Q&A

	質 問	回 答
1	他にも同様の支援金や補助金を受けている（受ける予定である）が、当支援金の申請も可能か。	可能です。
2	休止中の助産所は申請可能ですか。 申請書は法人でまとめて（複数の助産所まとめて）申請できますか。	要綱第6条のとおり、例えば令和5年10月までに開設した助産所は、令和5年10月の事業実績があること及び令和6年3月31日まで事業を継続することが給付要件となっているため、申請できません。

3	申請書は法人でまとめて（複数の助産所まとめて）申請できますか。	申請は助産所単位を基本としますが、同一の場所で複数の助産所を運営している場合は、1助産所とみなしますので、まとめて申請ください。 それ以外は、それぞれ別の申請書が必要となり、添付資料は申請書ごとに提出してください。 1つの封筒に複数の申請書、添付資料を同封していただいても構いません。
4	申請者は助産所の管理者でもよいですか。	支援金の給付を受けることができるのは、運営法人の代表者であることが要件です。助産所の管理者は申請できません。
5	申請書に押印は必要ですか。	申請書の押印を省略する場合は、代表者の署名が必要です。
6	事業実績について、令和5年8月、9月分はありますが、令和5年10月分はありません。申請は可能ですか。	要綱第2条第3項のとおり、令和5年10月までに開設した助産所は、令和5年10月の事業実績があることが給付要件としているため、申請できません。
7	令和5年10月1日に開設しましたが、実際に事業を開始したのは、令和5年11月1日の場合、対象となりますか。	対象とはなりません。令和5年10月の事業実績が必要です。
8	郵便で申請書を複数枚（複数の助産所分）、まとめて提出する際に、添付書類は1通同封すればよいですか。	申請書ごとに審査するため申請書分添付書類が必要となります。
9	同じ法人で複数の対象助産所がある場合、助産所ごとに振込先口座を別にすることはできますか。	給付申請ごとに振込口座を指定することは可能です。助産所名等の場合で委任状が必要な場合は委任状を提出してください。
10	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を支援金の振込口座としたいが可能ですか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があります。ただし、申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。
11	法人口座がネット口座のため、通帳がない場合はどうしたらよいか。	銀行名や振込口座等が確認できる書類を提出してください。
12	振込口座が「〇〇法人△△助産所施設長□□」の場合、□□が法人代表者であっても委任状は必要ですか。	必要です。

13	令和5年11月1日開設の助産所はどのように計算しますか。また、11月の事業実績がない場合はどうなりますか。	17,000円に車両1台当たり6,000円を加えたものに補助率5/6を掛けた額(千円未満切捨て)が申請額となります。また、11月の事業実績がない場合は補助対象外となります。
14	令和6年2月末で廃止する助産所は対象となりますか。また、廃止届を提出しない場合はどうなりますか。	少なくとも令和6年3月末日までの事業の継続が条件となります。また、廃止届又は休止届を市に提出していない場合であっても事業実績がない場合は給付対象外となります。
15	申請から支援金の振込までどのくらいの期間がかかりますか。	申請書受付後、支援金の振込まで1か月から1か月半程度かかります。給付決定通知書に振込予定日を記載し郵送します。 ※申請書類に不備等があった場合には給付決定通知書の送付に時間を要する場合があります。
16	申請対象となる車両は運営法人や助産所名義の車のみか。サービス提供で職員の自家用車を使用しているが対象ですか。	利用者の送迎や居宅への訪問等に使用するために助産所職員の自家用車を使用した車両について、ガソリン代を法人側で負担しており、ガソリン代の高騰による価格上昇を法人が負担していれば対象となります。また、法人や助産所名義の車両であっても、サービス提供に使用していない車両は対象外です。
17	サービス提供を行う車両をリース契約しており、法人(助産所)名義ではないが、ガソリン代は法人(助産所)で負担している場合、当該車両は対象となりますか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは対象となります。ただし、リース車両の車検証の写しの提出が必要です。また、リース契約書類等の提出は必要ありませんが法人(助産所)内で保管し、必要時に提示できるようにしてください。
18	申請可能な車両は、どの時点で使用している必要がありますか。	令和5年10月までに開設した助産所は令和5年10月、令和5年11月に開設した助産所は11月(以下同様)に使用した車両とします。
19	二輪車は対象となりますか。	二輪車は対象となりません。
20	給付された支援金の用途制限はありますか。	支援金は原油価格・物価高騰に直面している助産所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するために給付するものであり、目的に沿った経費に活用されることを想定しています。

21	給付された支援金の用途に係る報告は必要ですか。	市に実績報告等を提出する必要はありません。
22	車両を使用していない等の理由により申請台数が0台の場合でも、17,000円のみ申請は可能ですか。	可能です。
23	常勤換算法とは何ですか。	<p>計算式：</p> $\frac{\text{助産所の助産師の勤務延時間数}}{\text{常勤の助産師が勤務すべき時間数}}$ <p>(※当支援金では、小数点第1位を四捨五入とします。)</p> <p>助産所の助産師の勤務延時間数を、就業規則等における当該助産所における常勤の助産師が勤務すべき時間数(=週32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該助産所の助産所の員数を、常勤の助産師の員数に換算する方法です。</p> <p>○算出例：常勤の助産師が勤務すべき時間数=週40時間の助産所において、</p> <p>→①週40H勤務3名のみの助産所の場合 =120H/40H=常勤換算3人</p> <p>→②週40H勤務2名+週20H勤務7名(計9名)の助産所の場合 =(40H×2人+20H×7人)/40H =常勤換算5.5人⇒端数処理後6人</p> <p>なお、以下の場合は勤務延時間数から除きますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付対象外のサービスや業務の勤務時間 ・常勤の勤務すべき時間数を超えての時間外勤務や休日出勤した勤務時間
24	法人格のない個人事業者の場合、申請書の「法人名等」「所在地」欄は何を記載すればよいですか。	「法人名等」は助産所名、「所在地」は助産所の住所を記載してください。

問い合わせ先

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班	
電 話	043-245-5210 受付時間 9時～17時（土日祝日、年末年始を除く。）
メール アドレス	seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

宛名ラベル

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班 宛 (千葉市助産所物価高騰対策支援金請求書在中)
